

新型コロナウイルス感染症への対応(基本報酬に0.1%上乗せ)についての計算方法について

(注) 令和3年4月から9月末までの間、
基本報酬に0.1%上乗せ※
(新型コロナウイルス感染症への対応)

※基本報酬を月単位で合算した単位数^①に1.001

を乗じて得た単位数を端数処理

・小数点以下は四捨五入^②

・四捨五入して上乗せされる単位数が1単位未満の場合には1単位の切上げ^③

2021年4月から9月末までの間、新型コロナウイルス感染症への対応として基本報酬に0.1%上乗せされます。実際に計算すると次のようになります。

例題)

(ア) 要支援1 (182単位) の利用者が30日特定施設入居者生活介護サービスを利用

(イ) 要支援1 (182単位) の利用者が1日特定施設入居者生活介護サービスを利用

① 基本報酬を月単位で計算する

基本単位×利用日数

(ア) $182 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日} = 5,460 \text{ 単位} \cdots A$

(イ) $182 \text{ 単位} \times 1 \text{ 日} = 182 \text{ 単位} \cdots A$

② Aに1.001を掛けて小数点以下を四捨五入する

(ア) $5,460 \text{ 単位} \times 1.001 = 5,465.46 \Rightarrow 5,465 \text{ 単位} \cdots B$

(イ) $182 \text{ 単位} \times 1.001 = 182.182 \Rightarrow 182 \text{ 単位} \cdots B$

(ア) はAよりBが大きいので5,465単位(上乗せは5単位)で確定!

(イ) は四捨五入の結果、AとBが182単位で同じ(上乗せ単位が0)になってしまう)ので次の計算へ

③ Aに1.001を掛けた計算結果で、小数点以下を切り上げ

(イ) $182 \text{ 単位} \times 1.001 = 182.182 \div 183 \text{ 単位} (上乗せは1単位) で確定!$

以上